

社会保険

ひょうご

2010

3

March

発行／財団法人兵庫県社会保険協会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

特集

- 働きながら年金を受給されている方の在職停止の計算方法が、平成22年4月から変わります
- 新たに従業員を採用したときの届出は？
- 被保険者資格喪失届の提出について
- 国民年金の保険料前納制度について
- 健康保険と介護保険の保険料率が本年3月分から変わります
- 「健診のご案内」発送について
- 「社会保険実務講習会」参加者募集および各種事業利用の申込を受付中!



(神戸市：智慧の道)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」みなさんに回覧しましょう

<http://www.hyogo-shahokyo.or.jp>

働きながら年金を受給されている方の 在職停止の計算方法が、平成22年4月から変わります。

在職老齢年金の基準となる月額が48万円から47万円に平成22年4月(平成22年6月定期支払分)から変更されます。

■65歳以降の方の計算例

(例1)基本月額と総報酬月額の合計が47万円以下のとき

老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額: 1,200,000円
標準報酬月額: 200,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額: 1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+300,000円=400,000円
…400,000円≤470,000円となるため
支給停止額=0円(全額支給)

(例2)基本月額と総報酬月額の合計が47万円をこえるとき

①老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額: 1,200,000円
標準報酬月額: 300,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額: 1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+400,000円=500,000円
…500,000円>470,000円となるため
支給停止額=(100,000円+400,000円-470,000円)×1/2×12
=180,000円

②老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額: 1,200,000円
標準報酬月額: 500,000円
直近1年間の標準賞与額の合計額: 1,200,000円(600,000円×2回)
基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+600,000円=700,000円
…700,000円>470,000円となるため
支給停止額=(100,000円+600,000円-470,000円)×1/2×12
=1,380,000円
1,380,000円(支給停止額)>1,200,000円(年金額)
この場合は報酬比例部分が全額支給停止となります。

【60歳台前半】

基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超えると調整が行われ、基本月額は28万円、総報酬月額相当額は48万円(平成22年4月から47万円)を基準に支給停止額が変わってきます。

【65歳以降】

基本月額と総報酬月額相当額の合計が48万円(平成22年4月から47万円)を超えると、年金額の調整が行われます。

※28万円は現行どおりです。



事業主の皆様へ

新たに従業員を採用したときの届出は?

従業員を採用したら、資格取得届を5日以内に事務センター(郵送)か年金事務所(組合管掌健康保険の場合は所属の健康保険組合にも提出。また、厚生年金基金がある場合は基金にも提出)へ提出してください。

■被保険者となる方・ならない方

社会保険の適用事業所に常時使用される方は、正社員、パート、アルバイト、年齢、給料の多少などに関係なく、すべて健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。

ただし、70歳以上の人は、適用事業所に使用されていても厚生年金保険の被保険者にはならず、健康保険のみの被保険者になります。

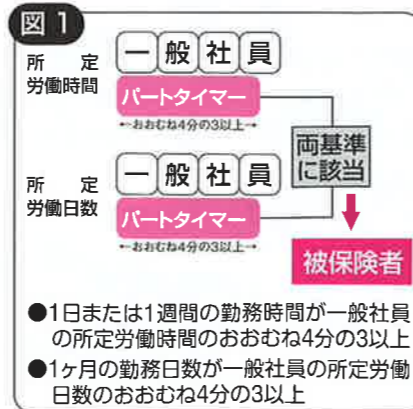
●常用的使用関係のパートタイマーなども被保険者に

パートタイマーなど短時間就労の方を被保険者として扱うかどうかは、常用的雇用関係にあるかどうかは、勤務状態で判断します。右記図1のように次の勤務時間と勤務日数の両方に該当するときは、常用的雇用関係が認められ被保険者となります。

●被保険者にならない方(適用除外)

社会保険の適用事業所に使用される方でも、次の方は適用から除外されます。

- ① 日々雇用される方で、同一事業所での使用期間が1ヶ月を超えない方
 - ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される方
 - ③ 季節的業務(4ヶ月以内)で使用される方
 - ④ 臨時的事業の事業所(6ヶ月以内)に使用される方
- ※国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の方)になります。



■資格取得日を確認します

被保険者資格は、事実上の使用関係が発生した日に取得します。例えば、正式採用前に見習い勤務する場合は見習い勤務開始日が、資格取得日になります。

事業主の皆様へ

被保険者資格喪失届の提出について



従業員が会社を退職すると健康保険・厚生年金保険の資格を喪失することになりますので、資格喪失日(退職の翌日)から5日以内に「被保険者資格喪失届」を事務センター(郵送)もしくは年金事務所(組合管掌健康保険の場合は所属の健康保険組合にも提出。また、厚生年金基金がある場合は基金にも提出)へ提出していただく必要があります。

なお、資格喪失日以降は、退職前の健康保険被保険者証で医療機関等に受診できませんのでご注意ください。

●提出時に添付する書類

健康保険被保険者証(及び高齢受給者証)

※健康保険被保険者証等は、本人及び家族の分すべてを返してもらってください。

- ・健康保険被保険者証等を添付できない場合は「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。
- ※健康保険被保険者証回収不能・滅失届は、年金事務所にあります。



●被保険者の資格喪失日について

被保険者の資格喪失日は、事実上の使用関係がなくなった日のことです。状況に応じて下表のようになります。

被保険者の状況	被保険者の資格喪失日等
事業所を退職したとき	退職日の翌日
亡くなられたとき(注1)	亡くなられた日の翌日
転勤したとき	転勤した当日
在職中70歳になったとき(注2)	誕生日の前日に厚生年金保険のみ喪失、健康保険の資格は在職中であれば継続
75歳になったとき	75歳の誕生日当日に健康保険の資格を喪失し、同日に後期高齢者医療の被保険者になる

(注1)埋葬料(費)請求書も協会けんぽに提出してください。(注2)厚生年金保険にかかる「被保険者資格喪失届」を提出してください。

国民年金の 保険料 前納制度について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

国民年金保険料の納付は、1年分または6ヶ月分をまとめて納めることのできる前納制度があります。前納されると保険料の納め忘れがなく安心です。しかも、お得な割引があります。



平成22年度の前納した場合の保険料額 割引額

	1ヶ月分(毎月納付)	6ヶ月分(4月~9月分の場合)	1年分(4月~翌年3月分)
現金納付(月々)	15,100円	90,600円	181,200円
現金納付(前納)	※前納制度なし	89,860円 割引額 740円	177,980円 割引額 3,220円
口座振替(前納)	15,050円 割引額50円	89,570円 割引額 1,030円	177,400円 割引額 3,800円

さらに
お得

※これから新たに口座振替による1年分の前納を希望される方は、23年度からの開始になりますので、1年前納を希望される場合、22年度は納付書で納めてください。

4月分から1年分または6ヶ月分の前納保険料は当年4月末が納付期限となります。

本年3月分から

健康保険と介護保険の保険料率が変わります

協会けんぽからのお願い

協会けんぽは、主に中小企業を中心として、従業員・家族3500万人の方々が加入する健康保険です。病気になった時にきちんと医療を受けられるよう、健康保険を運営しています。

協会けんぽの健康保険料については、景気の悪化に伴い保険料収入が大きく落ち込んでいる一方、医療費の支出が増えていることにより、厳しい財政状況となっていることから、大幅な引き上げを行わざるを得なくなりました。厳しい経済情勢の中ではありますが、加入者の皆様の医療と健康を支え、安心して医療のサービスを受けられるよう、このようなご負担をさせていただくことにつきまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

健康保険の保険料率

協会けんぽの健康保険料率については、健康保険法により、都道府県毎に保険料率が定められています。
兵庫県の保険料率は、平成22年3月分(4月納付分)より次のように引き上げられます。

《現行の健康保険料率》

8.20%



《平成22年3月分～》

9.36%

※保険料率は都道府県毎にばらつきがあり、9.26～9.42%(現行8.15～8.26%)となります。
※年収400万円の加入者ご本人で保険料増加額は年間約2.3万円(事業主も同額負担)。

介護保険の保険料率

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は健康保険料率に、全国一律の介護保険料率が加わります。

《現行の介護保険料率》

1.19%



《平成22年3月分～》

1.50%

※年収400万円の加入者ご本人で保険料増加額は年間約0.6万円(事業主も同額負担)。

協会けんぽの取組み

健康保険財政の健全化に向けて、兵庫支部では下記の取組みを進めています。

- ・加入者・事業主・学識経験者をメンバーとする評議会での議論を通じて、地域の実情を踏まえた協会の業務運営を進めています。
- ・健康保険から支払われる医療費が増えると、加入者の皆様の保険料負担も増えますので、薬代の負担が少なくなるジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及や、医療機関や薬局、整骨院、加入者などからの保険請求が誤っていないかなどの審査を強化しています。
- ・加入者の皆様の健康を守るため、健康診査や保健指導に取り組んでいます。

健康保険料率についてのお問い合わせ先

全国健康保険協会 兵庫支部 業務グループ TEL (078)252-8703

～健診は毎年、受けましょう～

「健診のご案内」発送について

平成22年度健診のご案内については平成22年3月31日に発送予定です。

健診の内容は生活習慣病予防健診(加入者本人)及び特定健診(加入者家族)となります。いずれの健診も健診対象者がおられる事業所へ送付いたします。(生活習慣病予防健診のご案内及び特定健診のご案内は別封筒にて送付します。)

是非、協会けんぽの健診制度をご利用いただき、健康管理にお役立てください。

*年金事務所にお届けの事業所所在地に送付します。

*今回、印字された健診対象者は平成21年12月末までに健康保険の加入手続きが完了された方です。

その後に入力された方も対象者であれば健診の申込みは可能です。

また、1月以降に退職された方についても送付されますので、あらかじめご了承ください。

生活習慣病予防健診(加入者本人対象)

【健診申込の流れ】

生活習慣病予防健診
機関に予約する

健診申込書を記入し、
協会けんぽに郵送

保険証を持参して
受診

一般健診の場合

- ・対象年齢 35～74歳
- ・受診者負担額 最高6,843円(健診費用補助後の額)

一般健診の他に、付加健診(肺機能検査・腹部超音波検査等)、乳がん、子宮がん検診があります。
(健診項目ごとに受診条件あり)

特定健診(加入者家族対象)

基本健診(全員対象)
詳細健診(医師の指示により指定項目を追加)

今年度より「特定健診受診券」を送付します。

但し、平成22年1月以降に加入された方については、従来通り「特定健診受診券申請書」での申請が必要です。ホームページから印刷していただくか、協会けんぽ兵庫支部に、ご連絡ください。

協会けんぽ

検索

保健サービス→申請書→特定健診受診券申請書

- ・対象年齢 40～74歳
- ・受診者負担額 健診費用から保険者負担額 [基本健診に対し5,400円] を引いた額 [詳細健診に対し3,400円]

*健診費用は受診される健診機関により異なります。受診される健診機関にお尋ねください。

「健診のご案内」についてのお問い合わせ先

全国健康保険協会 兵庫支部 保健グループ TEL (078)252-8705(直通)

協会だより 「社会保険実務講習会」参加者募集

および各種事業利用の申込を受付中!



「社会保険実務講習会」実施!

平成20年度から実施してきました社会保険実務講習会につきましては、平成22年度も5月から実施してまいります。
講習会終了後アンケートをいただいておりますが、多くのご要望をいただいたのが「ポイントを絞って詳しく」というものでした。
社会保険ひょうご4月号に年間開催計画を掲載予定しておりますが、今回募集の5月実施講習会につきましては、算定基礎届を主に、適用関係の実務講習です。
資料は「算定基礎届・様式」「平成21年度版実務講習会テキスト」(料率等変更箇所が確定した時点で平成22年度版を策定予定)です。ぜひご参加ください。

- 参加費 無料
- 応募締切 4月9日(金) 必着
- 募集方法 受講希望の方は、締め切り日までに申込書(コピー可)に必要事項をご記入いただき、下記宛先までお申し込みください。
後日、応募結果等について通知いたします(4月最終週に参加証送付予定)ので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、80円切手を貼って同封してください。
応募者多数の場合は抽選とします。
【会員以外の参加者については2,000円(実費程度)が必要です。】
【受講申込時に協会への加入申込みをされた場合、参加費は不要です。】
講習会参加申込書の協会加入欄*に○印をご記入ください。

社会保険実務講習会スケジュール

会場番号	会場・住所・TEL	開催日	開催時間	講師	内容
1	加古川市立勤労会館 加古川市野口町良野1739 079-426-1431	5月12日(水)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 比良 さやか 先生	・算定基礎実務を 中心に適用関係
2	兵庫県中央労働センター 大ホール 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 078-341-2271	5月14日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 中村 智代美 先生	
3	姫路市市民会館 中ホール 姫路市総社本町112番地 079-284-2800	5月21日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 福下 三枝 先生	
4	豊岡市市民会館 講座室 豊岡市立野町20-34 0796-23-0255	5月24日(月)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 宇谷 清 先生	
5	明石市市民会館 第1・第2会議室 明石市中崎1丁目3-1 078-912-1234	5月27日(木)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 井上 馨 先生	
6	西宮市市民会館 大会議室 西宮市湊寺町10-11 0798-33-3111	5月28日(金)	13:30~16:30 (受付は15分前から)	社会保険労務士 嶺山 洋子 先生	

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際は、公共交通機関を利用してください。

申込・問い合わせ先 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26
財団法人兵庫県社会保険協会 講習会係 電話 078-393-0211

講習会参加申込書 (2名まで参加可)

(ふりがな) 参加者氏名	①	②	連絡先電話番号
事業所名			事業所整理記号
所在地			協会費納入年月日 年 月 日
参加会場 希望会場番号に○印	1・2・3・4・5・6		*協会加入 加入希望

※上記情報は、申込・受付事務および応募結果発送以外に使用いたしません。

「海づり公園」の 利用申し込みを 受け付けます。

被保険者とご家族の皆様を対象として、次の施設の利用補助券の発行を下記の要領で行いますので、どうぞご利用ください。

申込方法

右記『利用補助券申込書』の様式
(コピー可)により

〒650-0012
神戸市中央区北長狭通4-9-26
財団法人兵庫県社会保険協会 事業係
☎078-393-0211 宛

4月21日(水)迄に到着するように「80円切手を貼った返信用封筒」を同封のうえ、お申し込みください。なお、申し込み多数の場合は、ご希望の枚数を交付できないことがありますので、ご了承ください。

「海づり公園」利用補助券申込書

事業所整理記号	
被保険者数	人
協会会員番号	
平成21年度協会費納入年月日	年 月 日
申込枚数	枚

上記のとおり申込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 〒
事業所所在地
事業所名称
電話番号
担当者名

財団法人 兵庫県社会保険協会 会長 様

※申込書にご記入いただきました情報は、本件ご利用に関する以外には使用いたしません。

●【海づり公園】…両施設共通券●

施設名	所在地・電話番号	一般利用金額	利用者負担金
須磨海づり公園	神戸市須磨区 078-735-2907	大人(16歳以上) 1,200円	大人 600円 小人 300円 【施設利用時に直接施設に支払い】
		小人(6歳~15歳) 700円	
平磯海づり公園	神戸市垂水区 078-753-3973	大人(16歳以上) 1,000円	
		小人(6歳~15歳) 600円	

利用期間：平成22年5月1日(土)から平成22年12月31日(金)

メタボ撃退クッキング

コレステロールが気になる人へ

レシチンで動脈硬化を予防!

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の元凶ともいえる内臓脂肪の蓄積は、食べすぎや運動不足が原因です。積極的な食事の改善と運動習慣を心がけ、内臓脂肪を減少させましょう。このコーナーでは症状に合った料理をで紹介しています。

大豆加工食品で元気な体をつくらう!

■元気な体をつくる

大豆は良質のたんぱく質源です。たんぱく質は細胞の構成成分になるほか、エネルギー源としても重要な栄養素。大豆は体が必要とする必須アミノ酸にも恵まれています。

■動脈硬化予防

大豆に含まれる「レシチン」はリン脂質の一種で、血管壁に付着したコレステロールを溶かして動脈硬化を予防する働きがあります。その含有量

は卵並みに多く含まれています。

また、活性酸素の害を防いで、動脈硬化を予防するビタミンEも豊富です。

■骨粗しょう症予防

大豆特有の機能性成分「イソフラボン」はポリフェノールの一種で、女性ホルモンと似た働きをします。そのため、更年期からの女性ホルモンの減少による、骨粗しょう症の予防に有効といわれています。

オススメ!この一品

豆乳みそ風味シチュー



材 料(2人分)

干し巻きゆば……………2本
 干しいたけ……………1枚
 にんじん……………小1/2本
 ごぼう……………小1/2本
 かぶ……………2個
 里芋……………1個
 長ねぎ……………1/2本
 ごま油……………小さじ2
 しいたけのもどし汁+水……………2カップ
 みそ……………小さじ2
 豆乳……………1カップ(200cc)
 かぶの葉(あれば)……………適量

作り方

- ①ゆばとしいたけは水またはぬるま湯でもどし、水気をきって食べやすく切る。しいたけのもどし汁はとっておく。
- ②にんじんとごぼうは一口大の乱切り、かぶは四つ割りにする。里芋は輪切り、長ねぎは斜め切りにする。
- ③鍋にごま油を熱し、②を加えて炒める。しいたけのもどし汁と水を加え、野菜が軟らかくなるまで弱火で煮る。
- ④ゆば、みそ、豆乳を③に加えてひと煮する。器に盛り、かぶの葉を添える。

(財)兵庫県社会保険協会の契約施設

有馬温泉・元湯 古泉閣

食を楽しみ、風情を味わう。
 落ち着いた庭園、
 四季の料理と元湯を、
 心ゆくまで。



八角堂 展望風呂

●交通のご案内●

阪急直行バス
 (大阪)梅田……………有馬温泉
 (大阪)梅田 阪神電車 芦屋……………有馬東口
 (神戸)三宮 地下鉄 新神戸……………有馬温泉
 JR芦屋南口・阪急芦屋川経由 北神急行 谷上 神戸電鉄
 (お車ご利用の場合)
 ●大阪・梅田より…45分 ●新大阪より…40分 ●神戸・三宮より…25分
 ●芦屋より…20分 ●中国自動車道西宮北ICより…10分

お問い合わせ・ご予約は

古泉閣 政府登録国際観光旅館
 〒651-1401 神戸市北区有馬町1455-1
 TEL 078-904-0731 FAX 078-904-3481

☎0120-300-000

http://www.kosenkaku.com